

令和4年2月3日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会通知4通に関して

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡等につきまして、日本医師会より4件の通知がありましたので情報提供いたします。詳細は各種通知をご参照ください。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて
- 小児（5歳から11歳）の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの取扱い及び配分について
⇒ロットごとの有効期限等について、2月2日付の日本医師会通知ご参照。
- 5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）

⇒小児用ファイザー社ワクチンは令和4年2月から輸入される予定であり、今後、2月上中旬催予定の分科会において、小児への新型コロナワクチン接種を特例臨時接種として位置付けるよう検討され、必要な省令改正等を経て開始される見込みです。本事務連絡では、基本的に令和4年3月から同接種を開始できるよう、都道府県に対して、医療関係者（地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、大学等）と協力・連携しながら、医師等の専門職の派遣調整や副反応への対応等を行い、市区町村の取組を支援することを求めています。また、小児用ファイザー社ワクチンは12歳以上の者に用いるファイザー社ワクチンと別製剤であり、用法・量用等が異なるため、混乱を避ける観点から、1回目接種の時点で11歳のものについては、可能な限り12歳に到達する前に2回目接種を完了することができるよう、計画的な接種体制の構築が市町村に求められています。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて
- 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準（退院基準と同様）を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。
- 就業制限が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
- 濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html



【担当】
大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)

